

公 示 送 達 書

次の納付義務者に対し、茅ヶ崎市国民健康保険条例第42条に係る書類を送付しましたが、返戻されたため、実地調査、書類調査等、相当の調査をするも、住所、居所等が不明のため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この書類は福祉部保険年金課に保管し、申し出があった場合は交付します。

令和8年 10 月16 日

神奈川県茅ヶ崎市市長

佐藤

[illegible]

(注意)

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

揭 示 期 間

令和8年10月16日から
令和8年10月30日まで